柏崎市電気自動車等普及促進行動計画



令和3 (2021) 年3月改訂 柏 崎 市

1 電気自動車等の普及に向けて

(1) 計画の趣旨と改訂の目的

近年、走行時に二酸化炭素(CO2)を排出しない電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)等(以下「電気自動車等」という。)の次世代自動車が、地球温暖化対策や環境問題に対応する輸送手段としての役割が増している。

一世帯あたりの自動車保有台数が全国平均を上回る本市では、電気自動車等の普及を促進することが、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進に資するとともに、関連する地域産業の活性化に資することを鑑み、平成21(2009)年に「柏崎市電気自動車等の普及の促進に関する条例」(以下「条例」という。)を制定するとともに、条例に基づく行動計画として「柏崎市電気自動車等普及促進行動計画」を策定して様々な取組を展開してきた。

その結果、充電インフラも整備が進み、電気自動車等の導入についても令和2(2020)年には計画目標値に達成した。また、令和2(2020)年度には本市、電気自動車等の普及・促進・啓発を目的に新庁舎駐車場に急速充電器3基を設置した。これらのことにより、更なる電気自動車等の普及に向け、これまでの取組を継続・発展させるよう行動計画を改訂するものである。

(2) 電気自動車等を取り巻く状況

令和2(2020)年10月には菅首相の所信表明により、国内の二酸化炭素など温室効果ガスの削減目標について「令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を『実質ゼロ』とする」方針を示した。さらに菅首相の令和3(2021)年1月の施政方針演説で、国内販売車の電動化について「令和17(2035)年までに新車販売で電動車100%を実現する」と表明した。

このことにより、令和17(2035)年までに全車電動化が動き出すことになり、令和17(2035)年からはガソリンエンジンとディーゼルエンジンの内燃機関のみによる車両の販売はできなくなり、今後は電動車(ハイブリッド車 [HV]、電気自動車 [EV]、プラグインハイブリッド車 [PHV]、燃料電池自動車 [FCV])の定義づけを進めることになる。

海外においても内燃機関のみの新車について、イギリスは令和12(2030)年、アメリカのカリフォルニア州では令和17(2035)年から販売を禁止する方針としている。中国でも令和17(2035)年をめどに新車はハイブリッド車や電気自動車などの環境対応車のみに規制する計画である。

さらに今後は「究極のエコカー」と呼ばれる燃料電池自動車の普及が進んでいくと考えられる。しかし、現在、新潟県内では15台(新潟県産業労働部産業振興課調べ)の燃料電池自動車が登録されているだけで、水素ステーションもイワタニ水素ステーション新潟中央(新潟市)の1箇所のみであり、燃料電池自動車の普及促進のためにはインフラ(水素ステーション)整備が不可欠である。

電気自動車等の販売開始時には、環境面での評価は高いものの、内燃機関を動力とする一般的な自動車に比べて航続距離や価格面で見劣りする印象であったが、近年では、 災害時の非常用・移動用電源としての機能や住宅の蓄電池として活用する機能など、暮らしやエネルギーの使い方の新たな可能性に対する評価が高まっている。

また、近年の新型電気自動車は航続距離を著しく延ばしつつ価格はほぼ据置きとするなど、性能や商品性の面で改善が進んでいる。さらに、海外における厳しい環境規制

に対応するため、自動車メーカー各社は、電気自動車等の発売や量産計画を続々と発表 しており、本格的普及が期待できる状況になりつつある。

(3) 計画の位置付け・計画期間

本計画は、柏崎市電気自動車等の普及の促進に関する条例第5条の規定に基づき、電気自動車等の普及促進施策を総合的かつ計画的に実施するために市長が定めるものであり、「柏崎市第5次総合計画」や「柏崎市地球温暖化対策実行計画」との整合を図る。

期間については、前計画が平成29 (2017)年度から令和2 (2020)年度までであり、新潟県の電気自動車等普及促進行動計画の計画期間に合わせ、令和3 (2021)年度から令和6 (2024)年度とする。

2 令和2(2020)年度までの取組

柏崎市電気自動車等普及促進行動計画に基づき、前計画が平成29(2017)年度から令和2(2020)年度までであり、次の分野で電気自動車等の普及促進に取り組んできた。

(1) 需要の拡大

ア 公用車への導入促進

市の公用車への電気自動車の導入を積極的に行い、令和3(2021)年3月現在で8台を運用している(本庁舎i-MiEV:5台、環境課リーフ:1台、西山町事務所i-MiEV:1台、消防署日産e-NV200:1台)。

イ 導入費用の負担軽減

電気自動車等に係る軽自動車税の軽減や購入補助を継続して実施することで、市 民や事業者の導入費用負担を軽減し、電気自動車等の普及促進に努めてきた。

(2) 充電インフラの整備

ア 充電設備の設置促進

旧庁舎等に設置している無料急速充電器及び普通充電器を管理運営し、率先して 充電インフラ機能を提供したほか、県と協力して充電器設置に対する支援等を実施 してきた。また、電気自動車等の普及・啓発・促進のため、新庁舎駐車場に無料急速 充電器3基を設置し、令和3(2021)年1月4日から供用開始した。

イ 充電ネットワークの情報提供

県が運営している「街中充電ネットワーク」の充実と周知に率先して協力してきた。

(3) 普及啓発

ア 公用車の活用

通常業務において積極的に電気自動車を活用することで、街中で目に触れる機会を増やしてきたほか、市の主催事業に電気自動車を活用するなど、普及活動に積極的に取り組んできた。

イ 普及啓発情報等の提供

電気自動車等の購入補助金制度や導入メリットを広報誌やホームページで積極的に周知するとともに、自動車販売店と連携した情報提供など、電気自動車等の普及に

努めてきた。

(4) 電気自動車等の普及状況と目標・実績

平成21(2009)年度から、電気自動車等購入に対して国の補助金と併せ市独自の補助金を交付し、普及、啓発に努めてきた。また、平成29(2017)年9月に改訂した「柏崎市電気自動車等普及促進行動計画」により、令和2(2020)年度までの期間、電気自動車等の普及を図り、令和2(2020)年度末現在、電気自動車等、及び急速充電器ともに目標台数(基数)を達成することができた。

柏崎市における電気自動車等の普及状況(累計)

	平成21年度 (2009年度)			平成24年度 (2012年度)		平成26年度 (2014年度)			平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
EV	18	34	45	52	67	76	86	93	108	122	136	140
PHV	2	2	4	12	22	28	43	54	67	72	78	80
合 計	20	36	49	64	89	104	129	147	175	194	214	220

新潟県産業労働部産業振興課資料



電気自動車等と急速充電器の目標と実績

	令和2(2020)年度目標	令和2(2020)年度実績				
電気自動車等	188台(累計)	220台(累計)				
急速充電器	16基	18基				

【参考】柏崎市における電気自動車等購入補助金申請状況

		平成22年度 (2010年度)									令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	合:	計
EV	5	10	8	4	12	6	4	5	14	10	12	2	9)2
PHV	1	0	2	5	8	4	9	2	6	1	3	0	4	1
合 計	6	10	10	9	20	10	13	7	20	11	15	2	13	:3

柏崎市環境課資料

※平成21 (2009) 年に三菱が、世界で初めて量産電気自動車「i-MiEV」を発売し、市もこれに合わせて補助金を交付することとし、平成22 (2010) 年には日産がリーフを発売した。

3 行動計画改訂の考え方

(1) 取組に当たっての課題

電気自動車等は、蓄電池容量及び航続距離の増加といった性能進化を考慮すれば価格に割安感があるものの、一般的な自動車と比較すれば、いまだ高額である。また、電気自動車等の環境面以外の利点や性能が十分に理解されていない側面もあるため、普及に当たっては、導入費用の負担軽減を行いつつ、電気自動車等の性能や利点の周知を図る必要がある。

(2) 普及目標等

ア 基本方針

市は、令和2 (2020) 年12月の市長所信表明にて、「令和17 (2035) 年脱炭素のまち-柏崎市スタートを目指す-」ことを表明した。

これに伴い、率先的な電気自動車等の導入と導入費用の負担軽減を行い、事業者や 民間団体等と連携しながら電気自動車等の利点や性能の周知を図ることで、温室効 果ガス排出量の削減に向けた電気自動車等の普及を推進する。

また、電気自動車等の普及に不可欠な充電器整備については、民間事業者による充電器設置が進み、家庭においても100Vから200Vへの電源変換により、一定程度の充電インフラ整備が整ってきた。

さらに、電気自動車等の普及には温室効果ガス排出量削減効果のほか、給油所の少ない地域における移動手段の確保や、搭載蓄電池を非常用・移動用電源として活用することによる災害時電源やスマートハウス等への展開が期待できるため、県や事業者及び民間団体等と連携した関連産業の振興を図る。

イ 電気自動車等普及目標

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)
	230台	245台	268台	303台
目標台数	(+10台)	(+15台)	(+23台)	(+35台)

ウ 普及目標設定

(ア) 電気自動車等

今後4年間の目標台数の試算として、現在市内の保有台数は220台であり、 令和3(2021)年度を10台増の230台とし、毎年50%の増加率を目標 とする。

(4) 市内充電器設備

今後も充電インフラの拡充が促進されると思われるが、一定程度の充電インフラ整備が整ったため、目標は設定しないこととした。

4 取組内容

(1) 導入促進

ア 公用車への導入促進

担当部局と調整しながら、率先して電気自動車等を導入し運用することで、電気自動車等の有効性と環境意識の啓発に努めるとともに、二酸化炭素排出量の削減を図る。

イ 導入費用の負担軽減

電気自動車等に係る軽自動車税の軽減や購入補助を継続して実施し、導入費用の 負担軽減を通じて、市民及び事業者等への普及促進に努める。

(2) 普及啓発・情報発信

ア 公用車の活用

公用車を用いた電気自動車等の活用方法の検討を積極的に行い、利点及び性能等の情報提供により、市民及び事業者等への普及・啓発を図る。

イ 充電ネットワークの情報提供

県が構築した「街中充電ネットワーク」を活用し、事業者等に情報提供を行い、充電設置マップ等のユーザーに向けた充電インフラ情報についての発信を積極的に実施していく。

ウ電気自動車等関連産業の振興

県や事業者及び民間団体等と連携し、今まで以上に電気自動車等に関連する産業の振興を促進する。

エ イベント等で試乗会・展示会の実施

電気自動車等販売店等と協働し、共催イベント等での展示・試乗会を企画・実施し、 電気自動車等の普及・促進に努める。